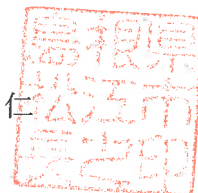


松江市告示第147号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年4月7日

松江市長 上 定 昭 仁



1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

松江市歯科医師会（松江市南田町141番地9）

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入

休日歯科応急診療所使用料

3 指定公金事務取扱者に係る指定をした日

令和7年4月1日

4 指定公金事務取扱者に委託した日

令和7年4月1日